

保護者 様

愛知県立豊明高等学校長

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止について

学校保健安全法の規定によりインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は出席停止となります。この期間は、欠席の扱いになりません。治療に専念していただきますようお願いいたします。

感染症名	【出席停止期間】
インフルエンザ	発熱後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

注 1 「発症日（発熱）」を 0 日として数える。

注 2 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

また、出席停止の解除後に登校するときには、保護者の方が下記の「証明書」（きりとり線以下）を記入していただき、薬袋または薬の説明書等を添付のうえ担任に提出して下さい。

きりとり

証明書

愛知県立豊明高等学校長 様

年 組 番 氏 名
保護者名

- 病 名 インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症
※当てはまる方に○をつけてください。
- 出席停止期間 月 日 ~ 月 日
- 受診医療機関
- その他特記事項